

- 本計画は、「第1章 越谷市環境管理計画の考え方」から「第6章 計画の推進と進行管理」の6章で構成されています。
- 第1回越谷市環境審議会では見直しの骨子案について協議を行い、特に「3章 具体的目標と環境施策」に位置付ける実施施策等についてご意見をいただきました。
- 同審議会や府内の検討委員会の議論を経て、資料2のとおり素案を作成しました。
- 本日は次ページ以降で、素案における各章の主な見直しのポイントをご説明します。

## 《計画の構成》

### 第1章 越谷市環境管理計画の考え方(p.1~p.36)

- 環境管理計画改定の背景と目的
- 市域の概況
- 本市の環境課題
- 環境管理計画の基本的事項

### 第2章 越谷市の望ましい環境像と基本理念

- 望ましい環境像 (p.37~p.44)
- 基本理念

### 第3章 具体的目标と環境施策(p.45~p.96)

- 環境施策の展開方向
- 計画の施策体系
- 基本目標ごとの施策展開

### 第4章 関係者の役割と各主体の環境配慮指針

- 関係者の役割 (p.97~p.122)
- 各主体の環境配慮指針(こしがやクールアクション2030)

### 第5章 推進プロジェクト(p.123~p.128)

- 推進プロジェクトの位置付け
- 推進プロジェクト

### 第6章 計画の推進と進行管理(p.129~p.134)

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理

# 第1章 越谷市環境管理計画の考え方 (p. 1~p. 36)

- 1 環境管理計画中間見直しの趣旨
- 2 市域の概況
- 3 本市の環境課題
- 4 環境管理計画の基本的事項



## 【見直しの方向性】

国の動向や市の状況について、現状を踏まえた修正を行う。

### 【主な見直し内容】

修正No	ページ	主な見直し内容
(1)	p. 2	本計画を策定した令和3年度以降の国の動向と、本計画の中間見直しを行う旨の説明を記載
(2)	p. 8	温室効果ガス排出量について、国が掲げた新たな目標（2035年60%減、2040年度の73%減）を追記
(3)	p. 9	持続可能な資源循環型社会・サーキュラーエコノミーについて、その必要性と国の動向を追記
(4)	p. 9	生物多様性について、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30」を目指すことが國の方針に位置付けられたことを追記
(5)	p. 12	温室効果ガス排出量の推移、部門別の排出状況を現状値に修正

## 第2章 越谷市の望ましい環境像と基本理念 (p. 37～p. 44)

- 1 望ましい環境像
- 2 基本理念



### 【見直しの方向性】

環境像や基本理念については計画の継続性の観点から現行計画を踏襲し、本文の時点修正を行う。

## 第3章 具体的目標と環境施策 (p. 45~p. 96)

- 1 環境施策の展開方向
- 2 計画の施策体系
- 3 基本目標ごとの施策展開

### 《見直しの方向性》

基本的な内容は現行計画を踏襲するとともに、社会状況の変化や取組の進捗状況等を勘案して見直しを行う。

#### 【基本目標1】 地域脱炭素の実現 (p. 50~p. 60)

市民・事業者・行政が一体となって温室効果ガス排出量の削減を目指すため、建築物や機器・設備の省エネルギー化や、太陽光エネルギー・再生可能エネルギー電力の利用促進のほか、分別の徹底によるごみの減量・資源化の促進などを位置付ける。

#### 《主な見直し内容》

修正No	ページ	主な見直し内容
(6)	p. 52	取組指標を変更 ・脱炭素社会の認知度 ・長期優良住宅の認定申請件数(総振) ・越谷げんき de MaaS登録者数(総振) ※MaaSについては、欄外に説明を追記
(7)	p. 54	国の動向を踏まえて取組項目「COOL CHOICE」を「デコ活」に変更
(8)	p. 56	「④エネルギー・リエンスの強化」に実施施策「事業者への蓄電池設置の推進」を追加
(9)	p. 56	「⑤再生可能エネルギー電力の利用促進」に実施施策「公共施設への再生可能エネルギー電力の調達」を追加
(10)	p. 58	「⑨徒歩・自転車利用の促進」に実施施策「自転車通行帯の整備」・「自転車利用の促進」を追加

## 【基本目標2】 気候変動への適応 (p. 61~p. 68)

気候変動による影響への正しい理解を深め適切に行動するため、暑熱対策や水害対策の推進のほか、市民・事業者への気候変動適応への理解促進などを位置付ける。

### 《主な見直し内容》

修正No	ページ	主な見直し内容
(11)	p. 61	取組指標を新設 ・気候変動適応センターの設置 ・雨水貯留施設の整備(総振)
(12)	p. 66	「③暑熱対策の推進」に実施施策「熱中症予防対策の実施」を追加
(13)	p. 67	「④水害対策の推進」に実施施策「公共下水道(雨水)の整備」・「農地利用集積事業の促進」を追加

## 【基本目標3】 持続可能な資源循環型の地域形成 (p. 69~p. 76)

資源が適切に循環する社会の構築を目指すため、分別の徹底によるごみの減量・資源化の促進や産業廃棄物対策の推進のほか、農産物の地産地消の推進などを位置付ける。

### 《主な見直し内容》

修正No	ページ	主な見直し内容
(14)	p. 69	国の計画に合わせ、環境指標を「1人1日あたりのごみ焼却量」に変更
(15)	p. 69	取組指標を変更 ・市内日中パトロール実施回数(総振)
(16)	p. 71	「①分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進」の説明文について、ごみの減量や資源化が温室効果ガス排出量の削減につながることのほか、ごみ分別アプリの活用に関する記述を追記

## 【基本目標4】 生物多様性の保全と回復 (p. 76~p. 84)

多くの動植物が生息する環境の保全等を目指すため、希少動植物の生息・生育環境の保全や生物多様性の普及のほか、農地の維持・回復や生きものに配慮した施設整備、侵略的外来生物の抑制などを位置付ける。

### 《主な見直し内容》

修正No	ページ	主な見直し内容
(17)	p. 76	取組指標を変更 ・希少植物種の保護実施箇所数(総振) ・民有地内の良好な樹林地の調査件数(総振) ・農地利用集積事業の実施面積(総振) ※希少植物種の保護実施箇所数に係る希少植物種については、欄外に説明を追記
(18)	p. 78	「③生物多様性を育む農地の維持と回復」の説明文について、実施施策の整理に伴い文章を修正
(19)	p. 80	「⑤緑の保全・管理と整備」の説明文について、関係団体等と連携し自然共生サイトへの登録を検討する旨の記述を追記
(20)	p. 82	国の動向を踏まえて、施策分類⑩を「生態系ネットワークの形成」に変更

## 【基本目標5】 安全で安心な生活環境の形成 (p.85～p.91)

安全で安心な生活環境の形成を図るため、大気環境の保全や水質汚濁の防止、騒音・振動の防止のほか、都市景観の形成と歴史ある景観の保全などを位置付ける。

### 《主な見直し内容》

修正No	ページ	主な見直し内容
(21)	p. 85	取組指標を変更 ・景観アドバイザー制度の活用件数(総振) ・多面的機能支払制度活用団体数

## 【基本目標6】 人づくり、参加・協働 (p.92～p.96)

環境やSDGsに対する理解の促進を図り、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくため、環境・SDGsに関する教育の推進やイベント・講演会等の実施のほか、環境に配慮した消費行動への転換に向けた普及啓発などを位置付ける。

### 《主な見直し内容》

修正No	ページ	主な見直し内容
(22)	p. 92	環境指標に「環境や環境の取組への関心度」を新設
(23)	p. 92	取組指標を変更 ・こしがやSDGsパートナーへの登録者数 ・こしがやSDGsパートナー交流会への参加者数 ・環境に配慮された商品を選んで購入している割合
(24)	p. 95	「④連携・パートナーシップの推進」の説明文について、実施施策の整理に伴い文章を修正

## 第4章 関係者の役割と各主体の環境配慮指針 (p. 97～p. 122)

- 1 関係者の役割
- 2 各主体の環境配慮指針  
(こしがやクールアクション2030)



### 【見直しの方向性】

市民・事業者の環境配慮指針については現行計画を踏襲し、現状を踏まえた時点修正を行う。

### 【主な見直し内容】

修正No	ページ	主な見直し内容
(25)	p. 100	国の動向を踏まえて取組項目「COOL CHOICE」を「デコ活」に変更

## 第5章 推進プロジェクト (p.123~p.128)

- 1 推進プロジェクトの位置付け
- 2 推進プロジェクト



### 【見直しの方向性】

第3章の「3 基本目標ごとの施策展開」の内容と整合を図り、各項目の性質を踏まえながら見直しを行う。

### 【主な見直し内容】

修正No	ページ	主な見直し内容
(26)	p. 124	位置付ける施策分類と取組項目を整理し、現行計画の「8つの施策分類・20の取組項目」から「10の施策分類・18の取組項目」に変更
(27)	p. 125	(1) 環境面の取組内容に「3-1-①分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進」を追加
(28)	p. 126	(2) 社会面の取組内容に「2-2-③暑熱対策の推進」を追加
(29)	p. 128	(3) 経済面の取組内容に「6-2-⑤市民のエシカル消費の推進」を追加

## 第6章 計画の推進と進行管理 (p. 129～p. 133)

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



### 【見直しの方向性】

推進体制について、現状を踏まえた修正を行う。

### 【主な見直し内容】

修正No	ページ	主な見直し内容
(30)	p. 131	環境施策の推進には、市民や事業者と連携して取り組んでいくことが必要であると認識しているため、環境に関心の高い市民や事業者等が登録している「こしがやSDGsパートナー」等を位置付けるよう、記述内容を修正